

# 第1回笠松町議会定例

## 第1号議案 専決処分の承認について

平成19年度笠松町一般会計補正予算(専決第2号)  
補正額 3,948,000円  
補正後歳入歳出予算額 5,618,623,000円  
厚生会館1階便所、福祉会館の消火施設および笠松中学校体育館暗幕補修に伴う工事請負費などの増額補正。

## 第2号議案 ふらっと笠松設置条例について

地域住民のほか、笠松町を訪れる方にも、情報や憩いの場を提供することにより、住民と来客者との交流を促進するとともに、笠松らしさを発信し地域の活性化を図ることを目的として、名鉄笠松駅構内に「ふらっと笠松」を設置。

## 第3号議案 笠松町後期高齢者医療に関する条例について

平成20年4月から現行の老人保健制度に変わり、新たに後期高齢者医療制度が創設されるに伴う規定整備。

## 第4号議案 笠松町立保育所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

平成20年4月から、すべての町立保育所が民営化されることに伴い条例を廃止するもの。

## 第5号議案 笠松町部設置条例の一部を改正する条例について

後期高齢者医療制度の創設および道徳のまちづくり推進などの新たな事務の発生に伴い、その事務を担当する部署を規定するもの。

## 第6号議案 笠松町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

今後支給見込のない手当の廃止および火葬手当の支給基準をより勤務実態に合わせるため、「月額」から「1回につき」に改めるもの。

## 第7号議案 笠松町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について

高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者支援金の創設、40歳から74歳までの国保被保険者を対象に特定健康診査や特定保健指導の実施が義務づけられたことに伴い、これらの事業にも基金を充当できるよう所要の規定を整備するもの。

## 第8号議案 笠松町手数料条例の一部を改正する条例について

戸籍法および住民基本台帳法の改正に伴い、条例中で同法の条項を引用している条文を改正するもの。

## 第9号議案 笠松町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

平成20年4月から現行の「老人保健医療」が「後期高齢者医療」へ移行することに伴い、所要の規定を整備するもの。

## 第10号議案 笠松町子育て支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について

国が、次世代育成支援対策交付金の一事業である、乳幼児健康支援一時預かり事業の名称を、病児・病後児保育に改正したことに伴う規定整備。

## 第11号議案 笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

健康保険法の一部改正に伴う所要の規定整備や40歳から74歳までの国民健康保険被保険者を対象に特定健康診査や特定保健指導の実施が義務づけられたことに伴う規定整備。

## 第12号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

地方税法の一部改正により、国民健康保険加入者で65歳以上74歳以下の方のみの世帯に係る国民健康保険税の徴収については、原則年金からの天引きによることとされたことや国民健康保険法施行令の一部改正により、国民健康保険税の2割軽減の申請が不要になったことに伴う規定整備。

## 第13号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

税制改正の影響により、介護保険料の急激な負担増加を避けるため、平成20年度においても、その影響を考慮して平成19年度と同様の軽減措置を講ずるもの。

## 第14号議案 笠松町土地開発公社定款の一部を改正する定款について

土地開発公社経理基準要綱の改正および郵政民営化法等の施行に伴う規定整備。

## 第15号議案 平成19年度笠松町一般会計補正予算について

補正額 23,456,000円  
補正後歳入歳出予算額 5,642,079,000円  
勸奨退職者に係る退職手当組合負担金の増額、医療費の増加に伴う老人保健特別会計繰出金の増額、財政調整基金積立金の増額、その他各種事務事業の年度精算による補正。

## 第16号議案 平成19年度笠松町老人保健特別会計補正予算について

補正額 129,748,000円  
補正後歳入歳出予算額 1,942,811,000円  
医療費の増加に伴う医療給付費および医療費支給費などの増額補正。

## 第17号議案 平成19年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算について

補正額 27,400,000円  
補正後歳入歳出予算額 2,408,989,000円  
国民健康保険情報データベースシステムの切り替えに伴う